

東洋拓殖株式會社業務要覽

特279

昭和

380

特279-380



*76W10988 *

月刊行

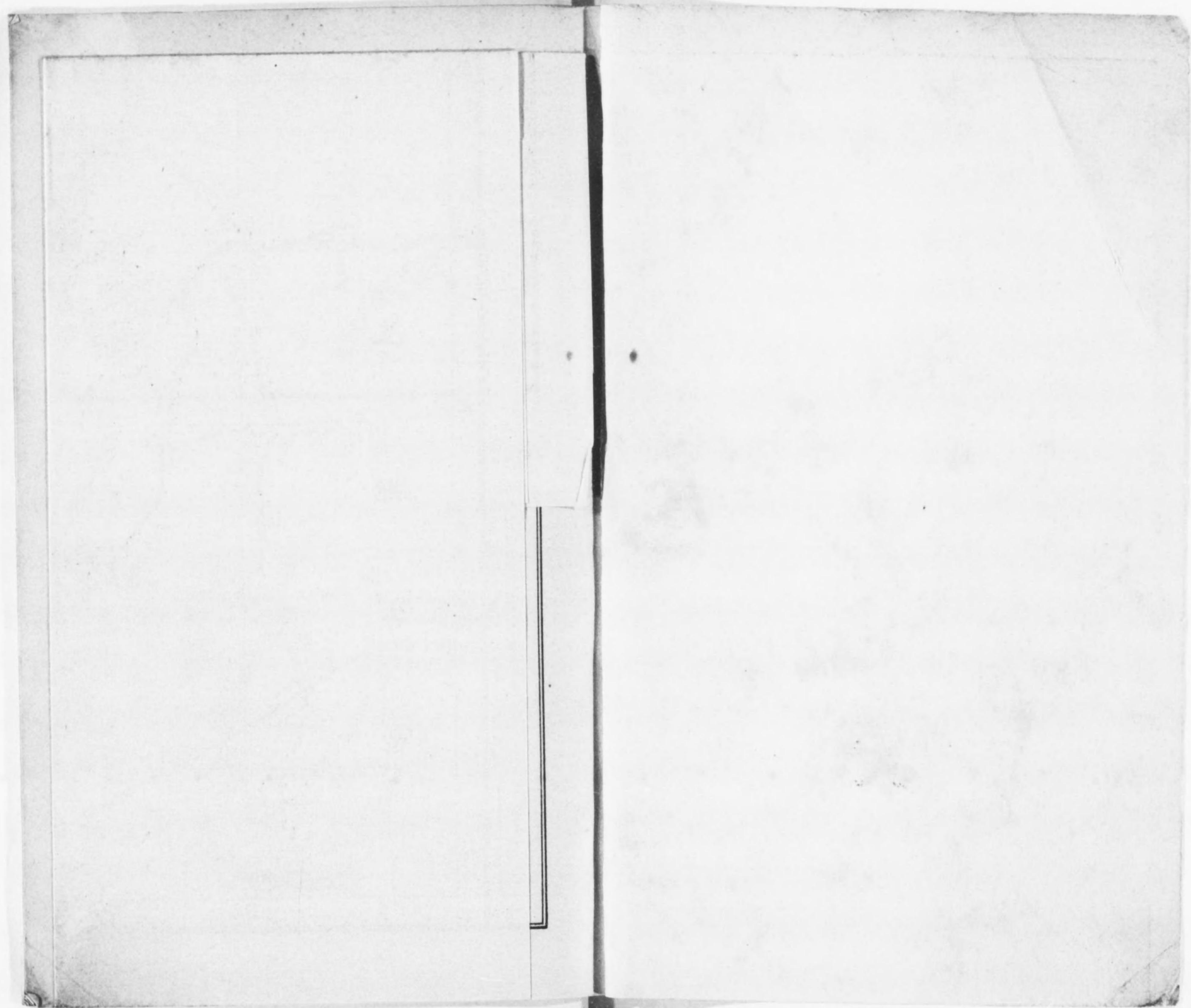
〇複写

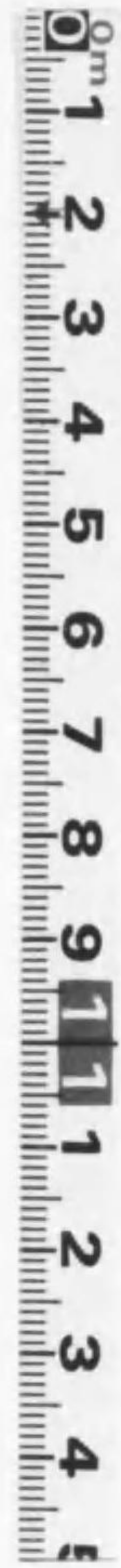
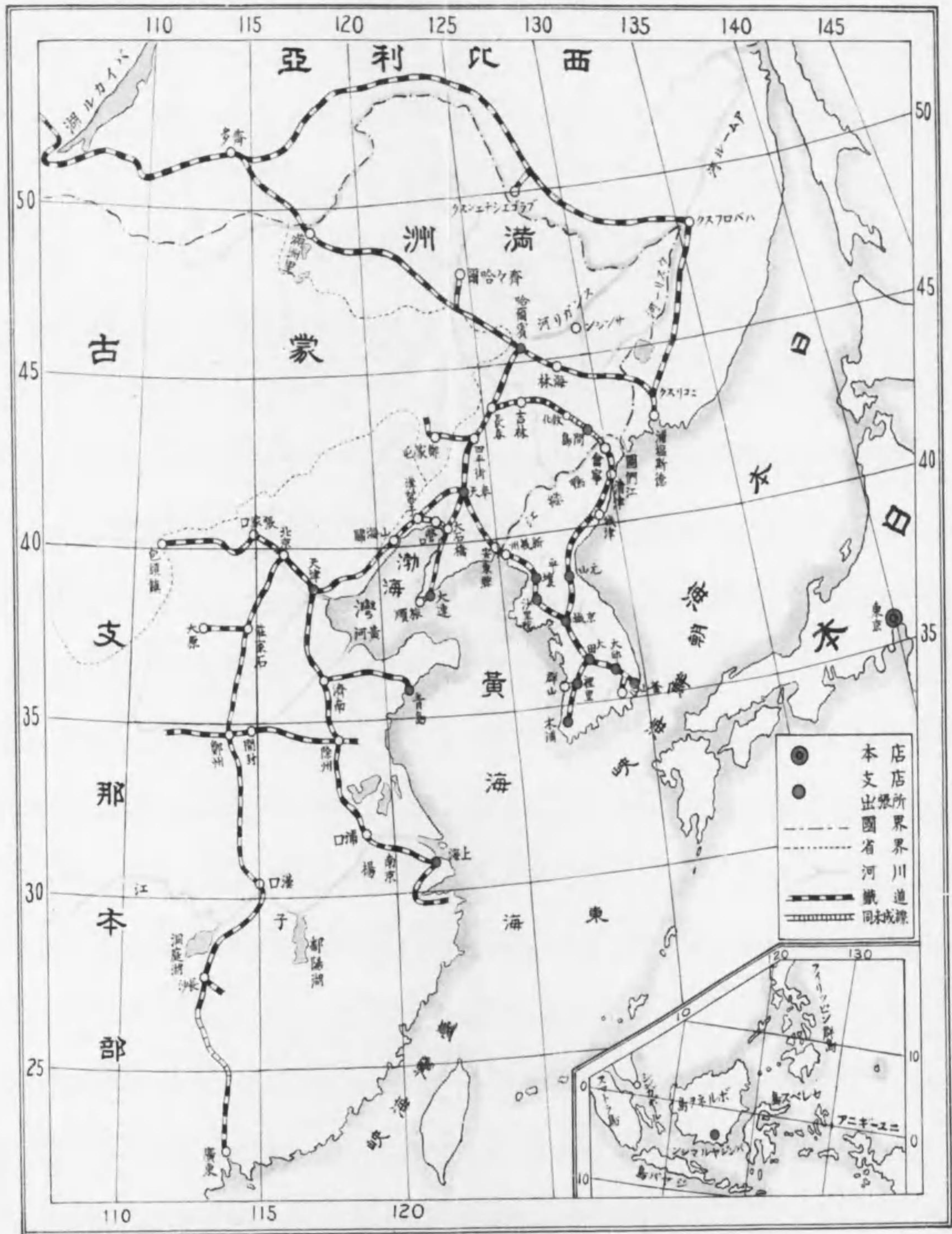
發行所寄贈本

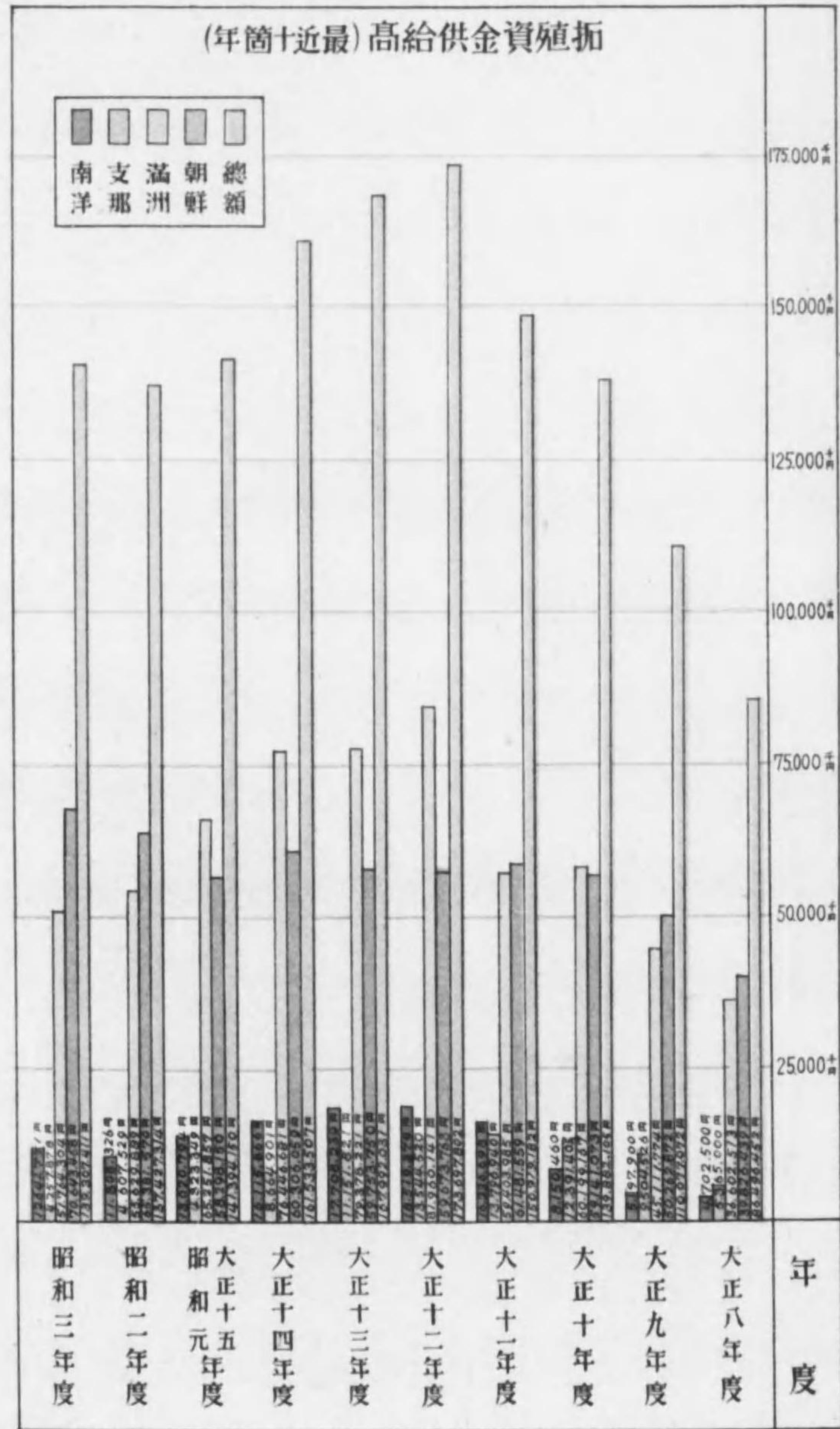


始

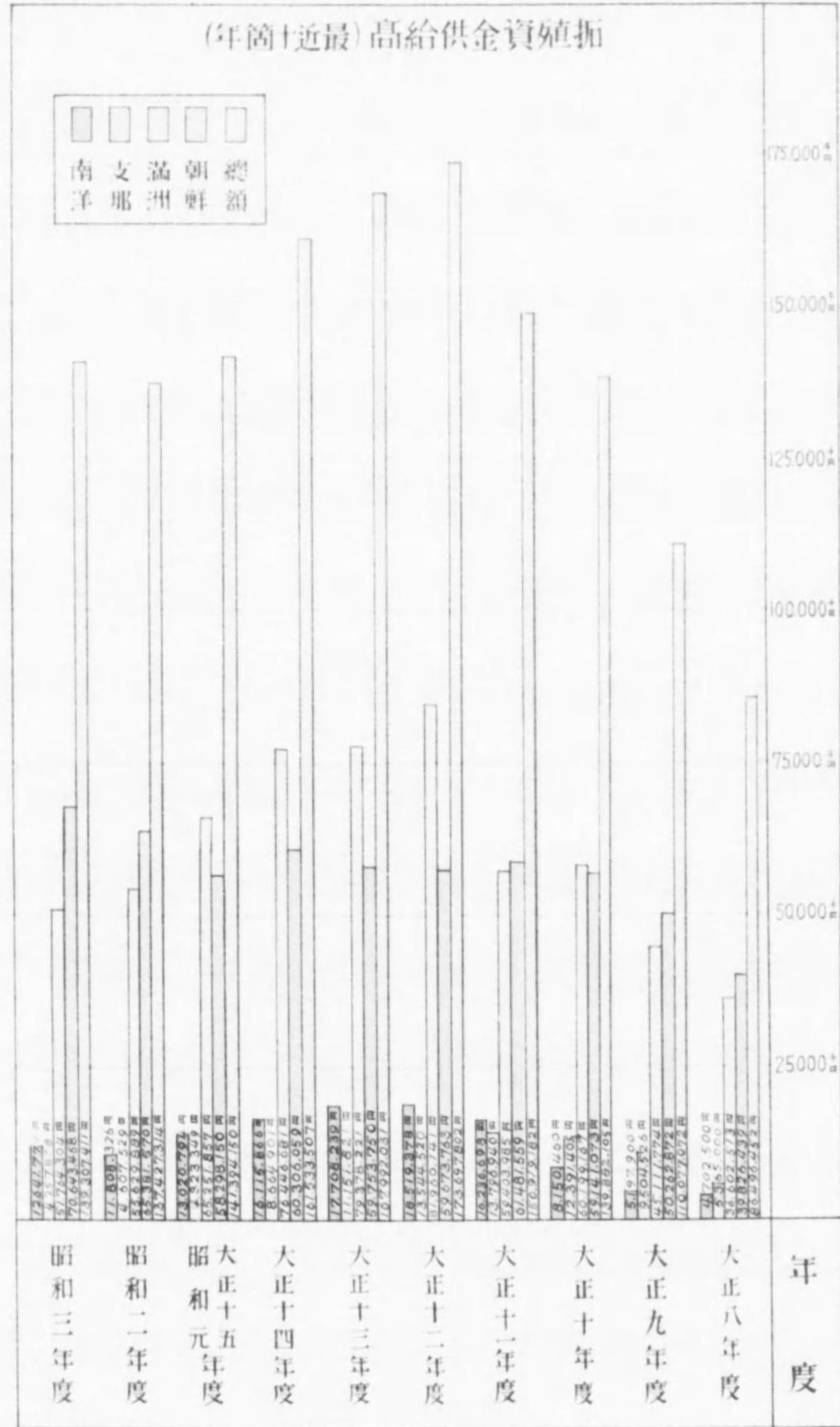




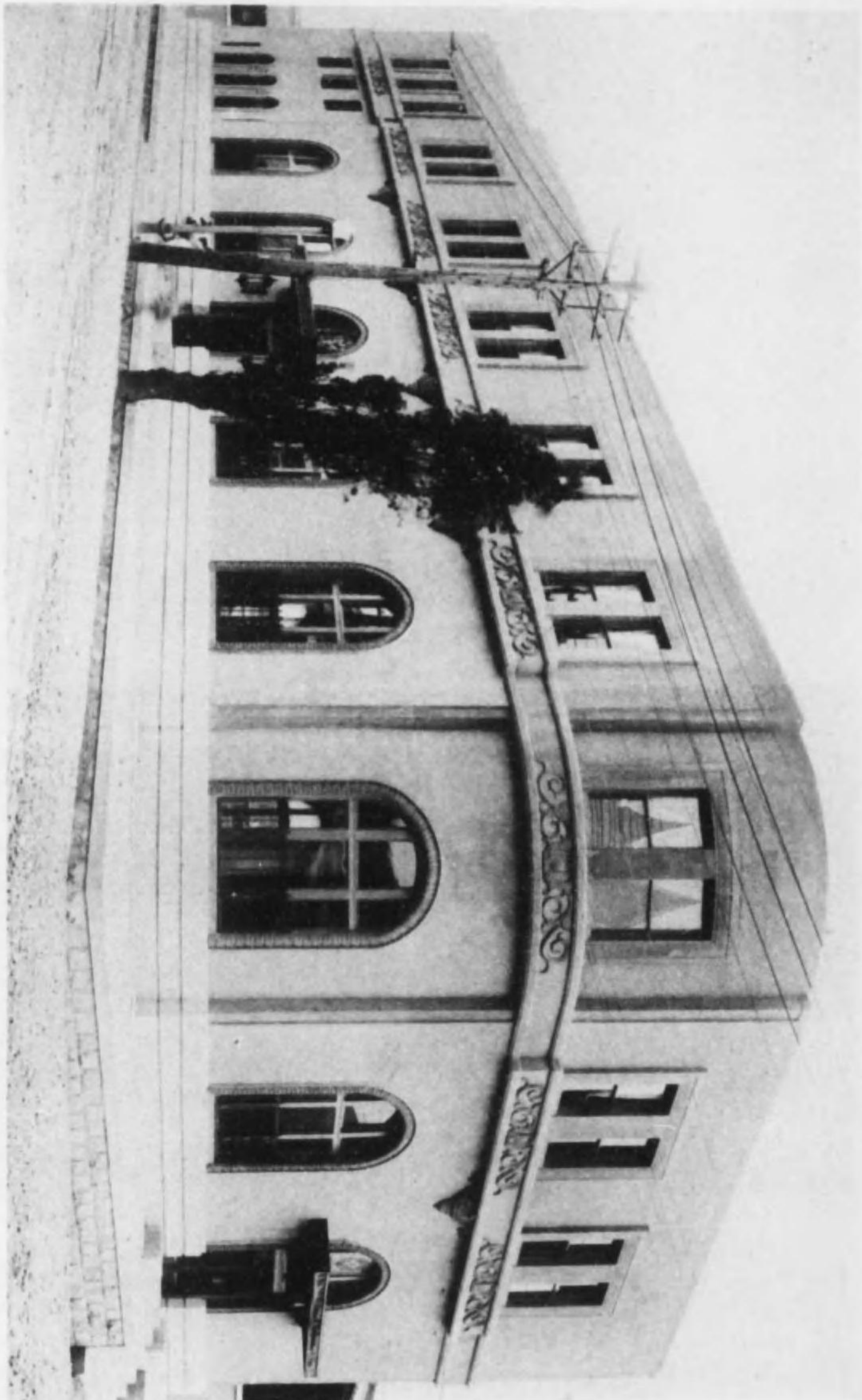




露光量違いの為重複撮影



釜山支店



朝鮮尙南道釜山府大廳二丁目四番地
所在地
(昭和四年五月竣工)

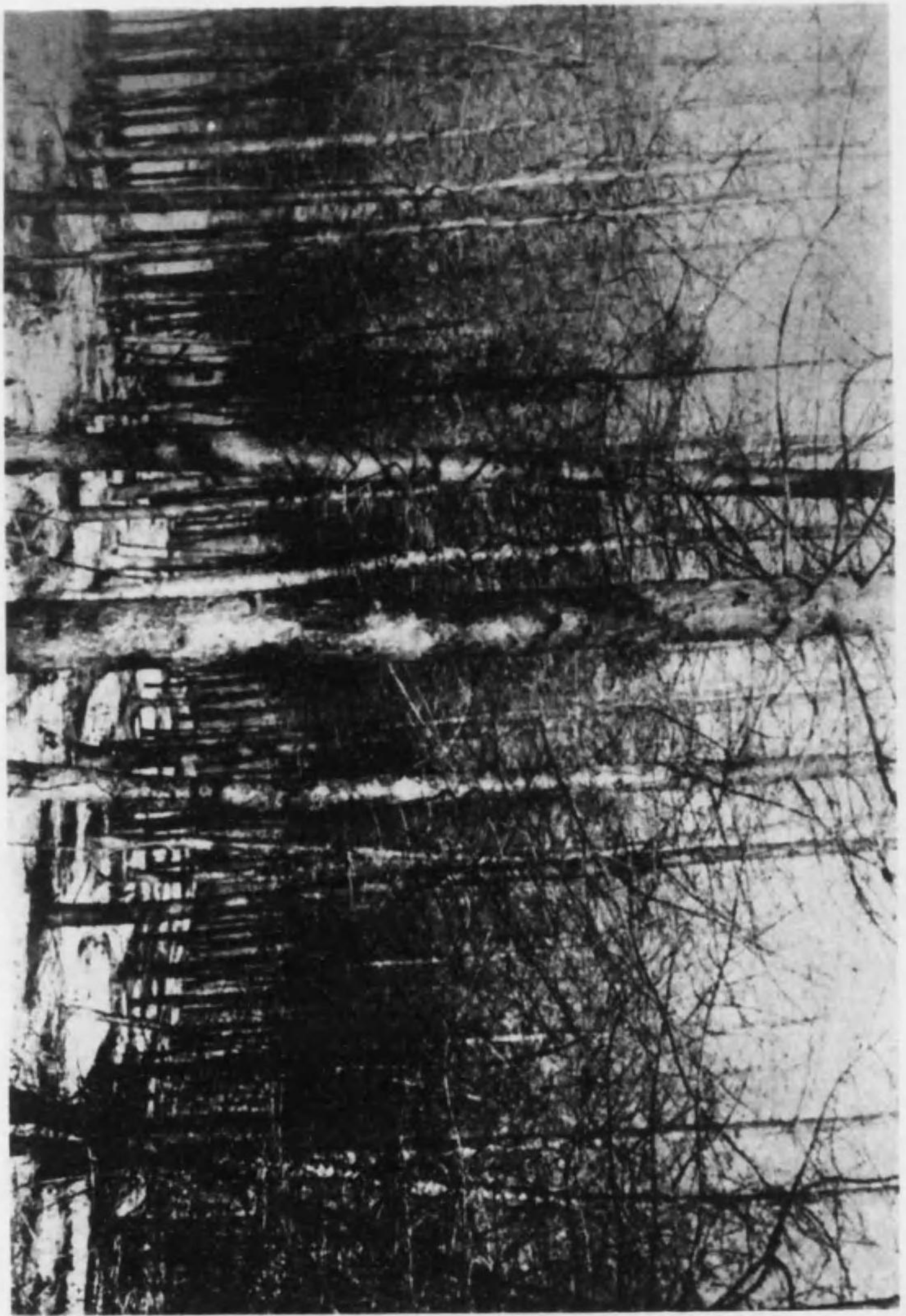
東拓小作人共同代苗の状況



上圖 朝鮮全羅南道光州郡汀農事改良區
下圖 社外代苗の状況

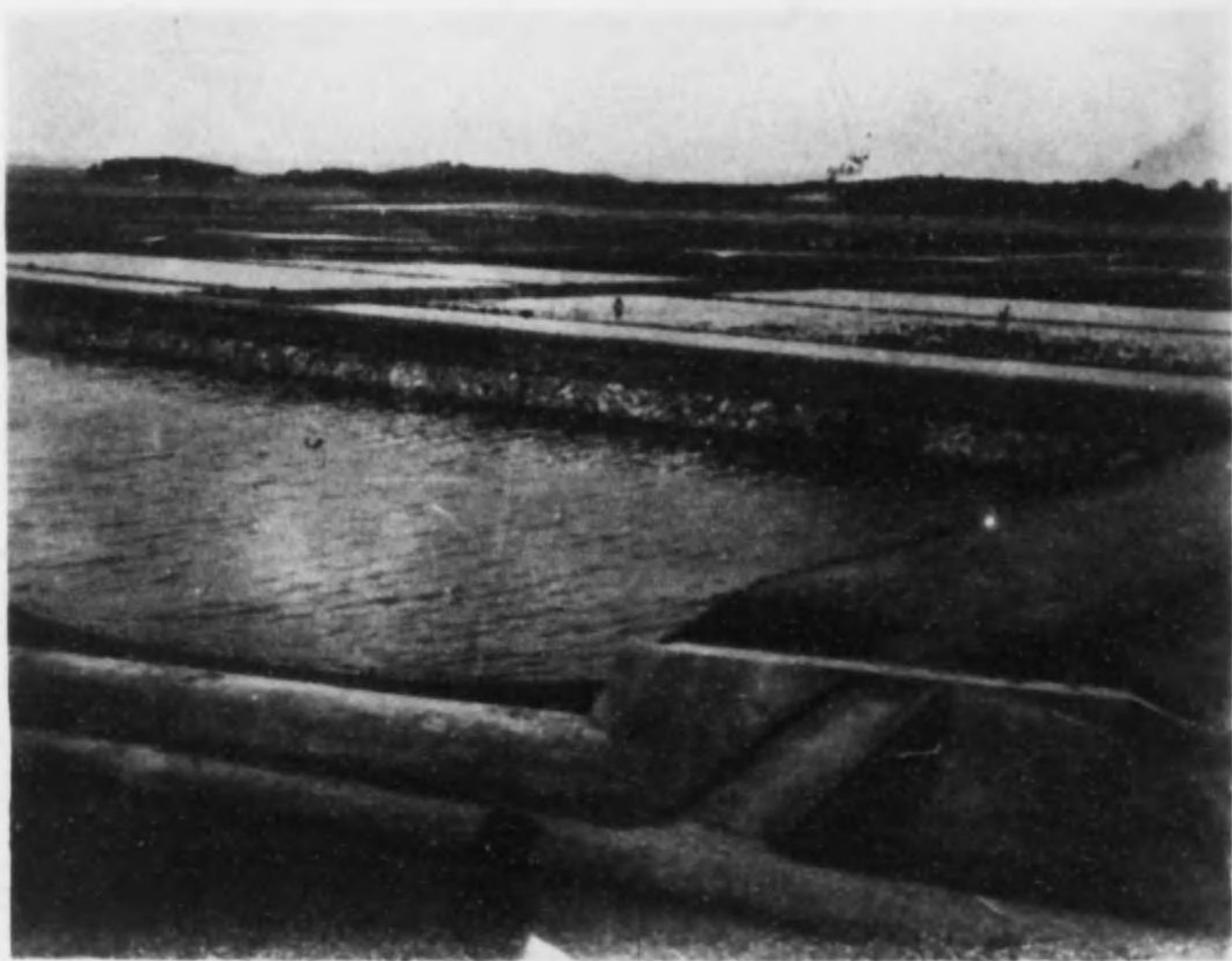
(昭和四年六月攝影)

況 狀 地 林 造 つ ま ら か



年一十齡樹均平 郡 源 德 道 南 鏡 成 鮮 朝
(影 攝 日 二 年 三 和 四)

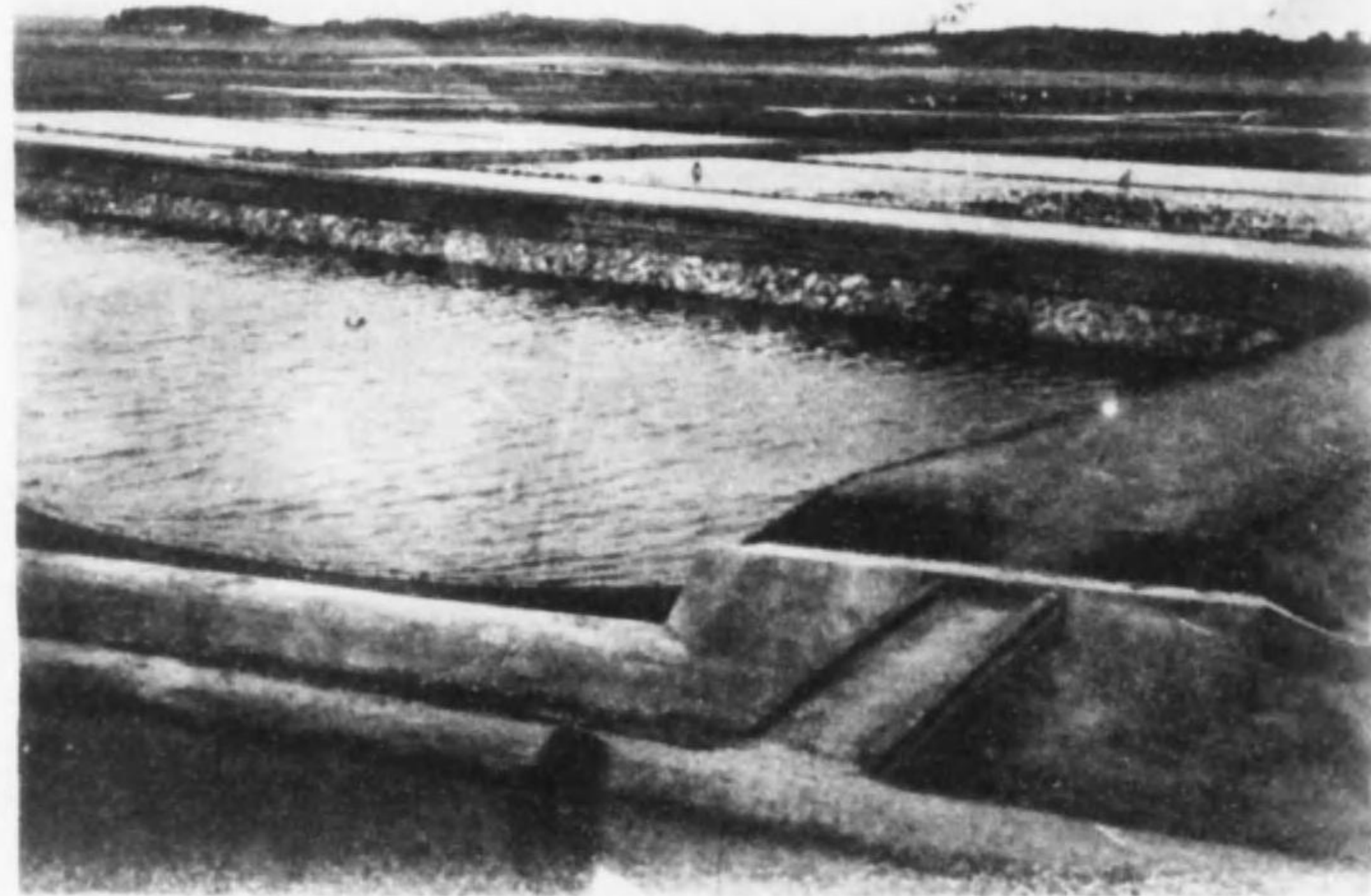
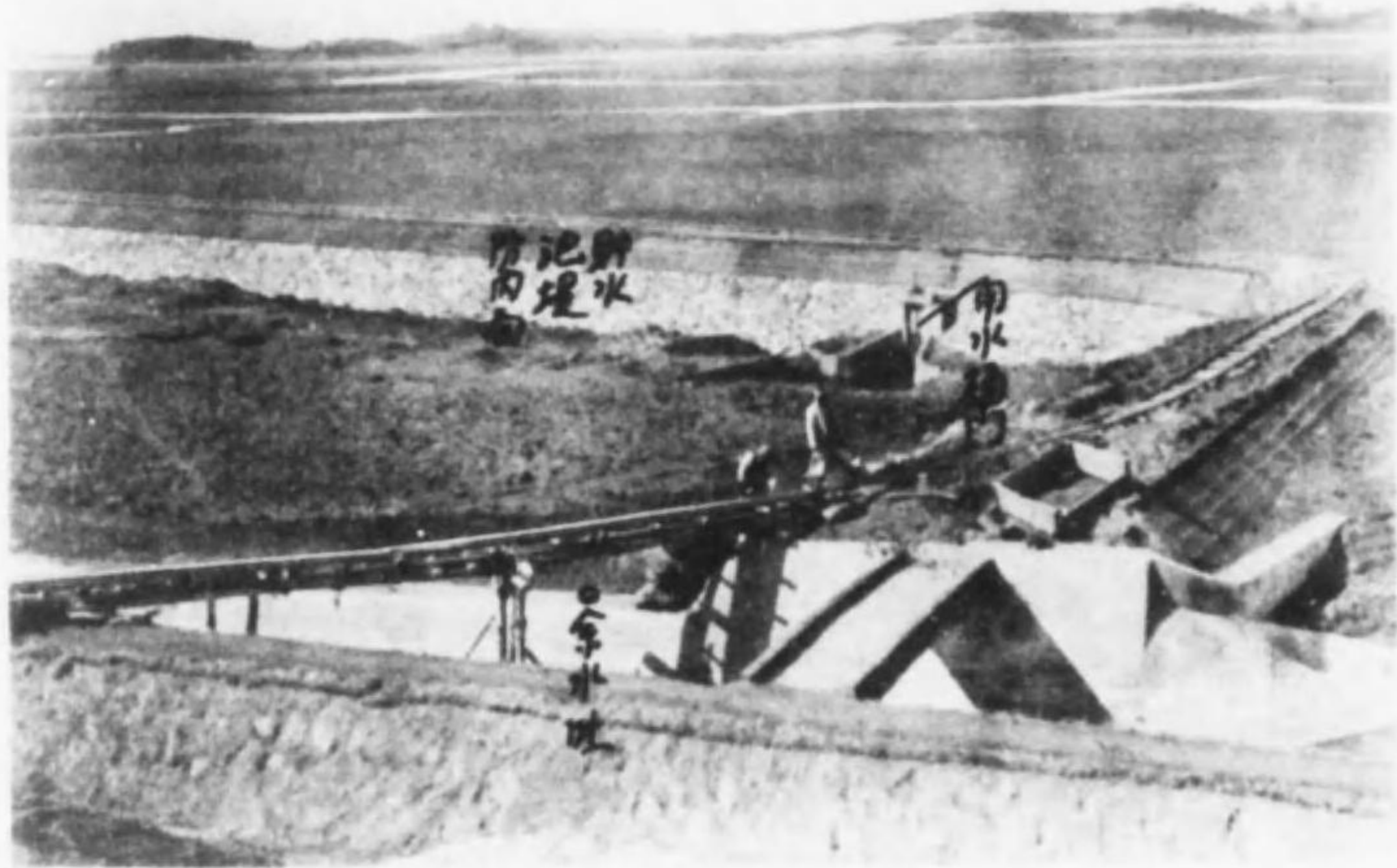
西倉干拓地の圖



朝鮮全羅南道靈岩郡靈岩面西倉

(上圖は地整前の狀況にして下圖は白き處が整地を了し)
(しるせもにのてし人見ゆる處は整地作業中)

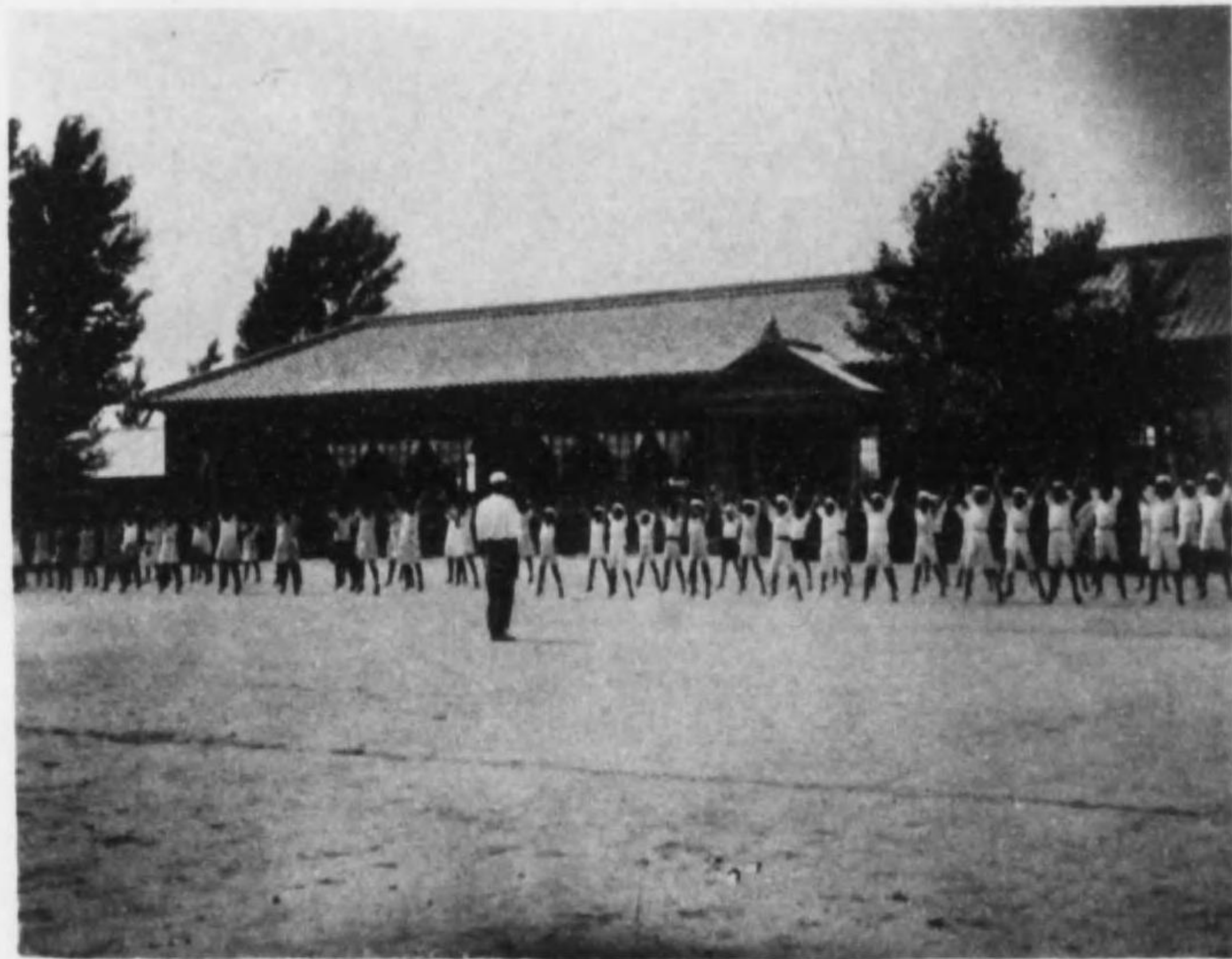
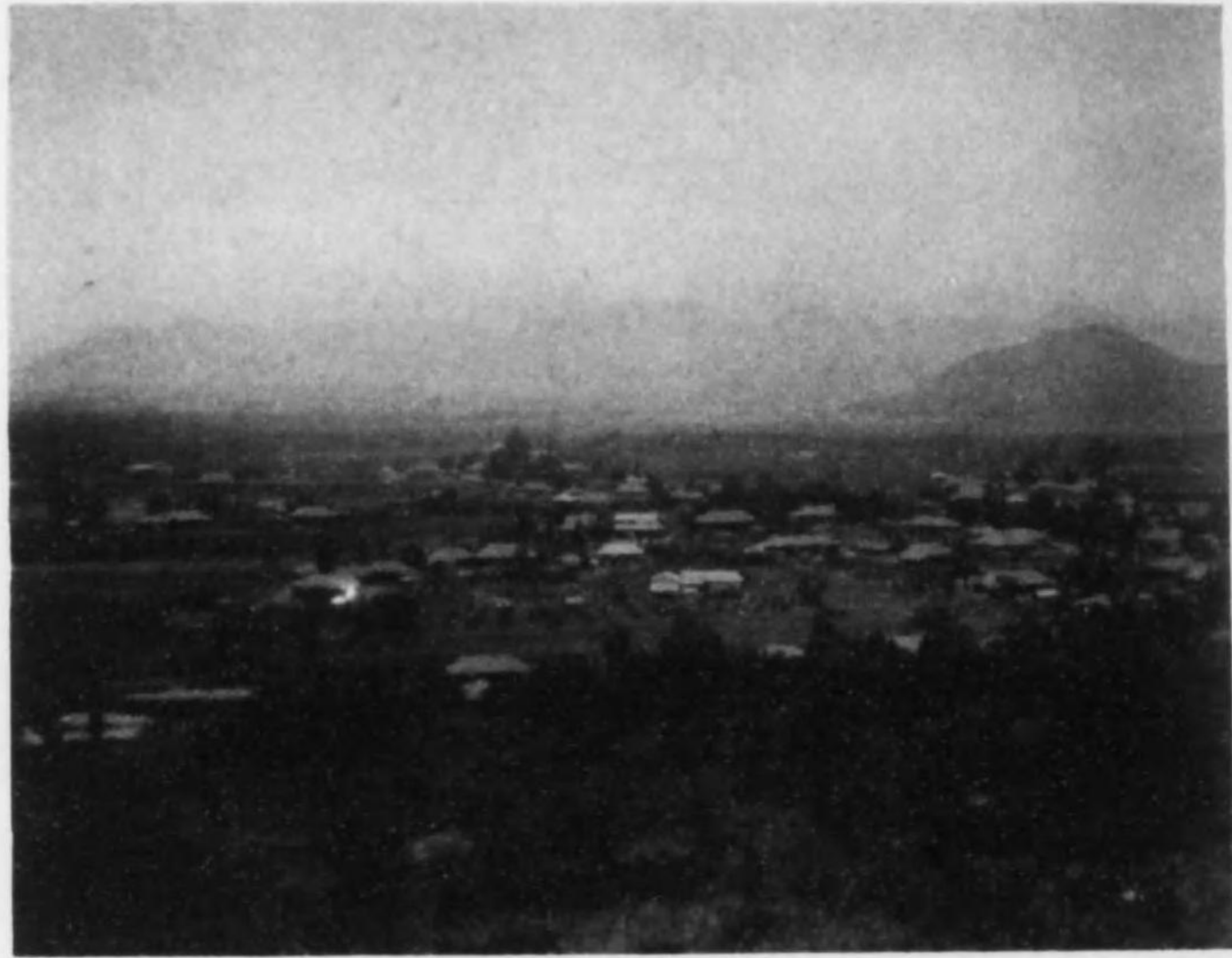
西倉干拓地の圖



朝鮮全羅南道靈岩郡靈西倉

(上圖は地整前の状況にして下圖は白き處が整地したる
しに人見のゆるはるは地整作業中)

本社移住民部落狀況



朝鮮黃海道鳳山郡靈泉面移住民部落 圖上
朝鮮黃海道寧北郡栗面移住民小學 圖下

目次 概説

一、	當社の創設	一
二、	當社の資金	二
	(一) 資本金	二
	(二) 社債	四
	附 定期預り金	四
三、	當社の特別機能	四
四、	營業地域	四
五、	營業項目	五
六、	當社の特典	六



76W10988



事業

一、金融業……………七

二、直營拓殖事業……………一七

(一) 土地の經營……………一七

(二) 農事改良に關する施設……………三

(三) 山林事業……………一七

(四) 水利開墾事業……………三〇

(五) 殖民事業……………三三

(六) 製鹽事業……………四一

三、産米増殖事業……………四四

(一) 事業計畫の梗概……………四四

(二) 事業資金及其の構成……………四九

(三) 當社の貸付事業資金……………四七

(四) 當社の事業……………四七

第二十一期貸借對照表……………四九

第二十一期損益計算書……………五一

營業所所在地……………五三

概 説

一、當社の創設 朝鮮は古來農を以て國本となし又其の地比較的平坦地多く地味氣候最も農事に適せり。されば古へは官に勸業司あり、堰堤司ありて貯水池を設け、沢渠を通して灌漑の便を與へ農政見るべきものありたるも漸次産業施設の萎靡と共に之等堰堤、沢渠も概ね荒廢に歸したりき。

明治三十九年以來吾政府は最も意を産業振興に致し、勸農の機關に至りても、或は水原に勸業模範場を設け、各道に種苗場を置き、或は農業學校を起して農事思想の鼓吹に努めしが、更に朝鮮の開拓を促進する爲内地より進歩したる農法と資本を移入する機關を創設するの必要を痛感し、明治四十一年三月東洋拓殖株式會社法を制定公布し、爰に當社の設立を見るに至れり。即ち創設當時の當社は朝鮮に於ける拓殖事業經營を唯一の使命とし、爾來銳意未墾地の開拓、水利、灌漑、農事の改

良、殖民及拓殖資金の供給等に從ひ朝鮮の開発に寄與する處ありたるが、時勢の進運、四圍の狀況は當社の營業地域を舊來の儘墨守するを許さざるものあり、大正六年七月東洋拓殖株式會社法に改正を加えられ其の範圍を朝鮮の外更に外國に擴張せられたり。

然りと雖も朝鮮に於ける當社の拓殖業務は一日も忽諸に附するを許さざるを以て、爾來當社は再度の増資を行ひ、又屢々社債を發行して資本の充實を圖り、農事の經營に將又拓殖資金の供給に昂むる處あり、殊に大正十五年より多年の懸案たりし朝鮮産米増殖計劃愈々實施せられ、當社は一面本計劃に依る土地改良工事の代行機關として他面土地及農事改良資金の供給機關として一層朝鮮の開発に努むることとなり、當社の使命益々重きを加ふるに至りたり。

二、當社の資金

(一) 資本金 當社は株式組織として明治四十一年當社設立當初の資本金は一千

萬圓なりしが、鮮滿經濟界の發達並社業の進展に伴ひ増資の必要を認め大正七年二千萬圓とし、次いで翌八年更に三千萬圓を増資し資本金五千萬圓となし内現在拂込資本金額三千五百萬圓なり。

(二) 社債 附定期預り金 當社の投資及び貸付に要する資金の需要は逐年増加し、大正二年三月第一回の東洋拓殖債券發行以來昭和四年三月末迄に發行回数五拾八回發行總額三億八千八百三十一萬餘圓に達し、内二億一千一百五十八萬餘圓は償還済にして、差引昭和四年三月末現在に於ける發行額は一億七千六百七十三萬餘圓を算せり。當社が國外に於て社債を發行する場合は政府に於て元利支拂の保證を與へられ、大正二年第一回發行の佛貨社債(大正十四年期限前償還済)、大正十二年發行の第二十五回米貨社債及昭和三年發行の第五十七回米貨社債は何れも政府の保證により發行したる社債なり。尙當社々債券所有者は當社財産に付他の債權者に先ち優先辨濟を受くる權利を有せり。之れ本邦

他會社に類例なき債券所有者の特權なり。

又定期預り金は昭和四年三月末日に於て五百七十四萬餘圓を計上し之等の資金を運用して業務を經營するの狀況に在り。

三、當社の特別機能

當社は商法上有する一般機能の外資金の充實に關し左の特別機能を有す。

- 一、資本増加の場合株金全額の拂込ある事を要せず。
- 二、拂込資本額の十倍を限り東洋拓殖債券を發行する事を得、而して其の債券を發行する場合に於ては株主總會の決議に依るを要せず。

四、營業地域

當社は朝鮮及び外國を營業地域とし、政府の認可を得て現に營業しつゝある所は(一)朝鮮(二)滿洲蒙古(三)東部露領亞細亞(貝加爾湖以東)支那直隸省、山東省、江蘇省、(四)比律賓、南洋諸島及び馬來半島にして、營業地域の擴張と同時に大正六年本店を朝鮮京城より東京に移し、支店を釜山、大邱、裡里、木浦、大田、京城、元山

沙里院、平壤、奉天、哈爾濱、大連に、出張所を間島、青島、天津に置き上海及び「パンヂヤルマシン」に駐在員を常派して業務を執らしめ特に京城には朝鮮業務部を置き朝鮮及間島に於ける一般業務を統轄せしめ又同しく土地改良部を置き土地改良工事の代行事務を執掌せしむ。

五、營業項目

當社は拓殖資金の供給、拓殖事業の經營を目的とす。即ち其の細目左の如し。

- (一) 拓殖の爲必要な資金の供給
- (二) 拓殖の爲必要な農業、水利事業及び土地の取得、經營、處分
- (三) 拓殖の爲必要な移住民の募集及び分配
- (四) 移住民の爲必要な建築物の築造、賣買及び貸借
- (五) 移住民又は農業者に對し拓殖の爲必要な物品の供給及び其の生産したる物品の分配

(六) 委託に因る土地の經營及管理
 (七) 其の他拓殖の爲必要なる事業の經營
 以上の外又定期預りを爲し且つ日本勸業銀行の代理貸付事務を取扱へり。

六、當社の特典 昭和二年度に實行したる當社の整理に關聯し政府は資金調節及收利上特別なる援助を與へらるゝ爲昭和三年五月の臨時帝國議會に前記外債保證案並に政府持株配當免除に關する法律案を提出し、其の協賛を経て之を公布せられたり。其の結果は當社は長期資金の供給上不尠便益を得又昭和二年度以降五箇年の間は政府所有の株式に對しては年五分迄を限り配當金の支拂を免除せらるゝことゝなりたり。

事業

當社の業務を(一)金融業(二)直營拓殖事業(三)産米増殖事業の三に別ち以下略述すべし。

一、金融業

創業當時に於ける朝鮮は産業經濟極度に頽廢し、諸取引殆見るべきものなく、加ふるに法令、制度不備にして不動産權亦頗る明確を缺きたるを以て、企業及資金利用の誘導馴致に付ては當社は多大の苦心と犠牲を拂へり。當時資金の供給は移住者に對する移住費の貸付、農業者に對する不動産若くは生産物擔保貸付の範圍を出でざりしが、爾來各種法制の確立と共に、當社に於ても拓殖資金普及に努力の結果、貸付範圍の擴張を要するに至り、明治四十三年四月東洋拓殖株式會社法の一部改正に依り、公共團體又は農業者二十人以上連帶を以て債務を負ふものに對する無擔保貸付を認められたるのみならず、朝鮮農工銀行條例に依り設立されたる農工銀行の發行する農工債券の引受を行ふに至れり。其の後歐洲大戰は鮮滿の産業經濟に著しき膨脹を促し、之が爲大正六年十月東洋拓殖株式會社法は更に改

正せられ、此の結果當社の營業地域は前記の如く著しき擴張を見たるのみならず之等各地方の經濟組織及法制慣行に適應して資金供給の方法範圍に改善を加へられ爾來拓殖興業の主要金融機關として今日に至れり。即ち現在資金供給の方法範圍は左の如し。

- 一、移住民に對し二十五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る移住費の貸付
- 二、生産者に對し其の生産物を擔保とする一年以内の貸付、此の場合に於ては手形割引の方法に依る事を得
- 三、三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る不動産、鐵道、鑛業權、其の他不動産上の權利を擔保とする貸付
- 四、公共團體又は特別の法令に依り組織せられたる産業に關する組合に對し三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付

五、農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對して五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付

六、拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募引受

七、移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の定期償還の方法に依る貸付

八、法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る貸付

右に依り資金供給の方法を大別すれば、貸付又は株式、社債の應募、引受の二となり、貸付金の償還方法は事情に隨て主として長期の年賦拂又は定期の一時拂に依ることとなり居れり。而して當社の金融は之を以て其の事業を助成し、延て地方産業經濟の發達に資せんとするを本來の使命とするものなるが故に、資金の利用に付ては勉めて起業者の便宜に副ふのならず、事業の計劃設計若くは經營管理に

付ても其の事業の性質に依り委託又は協議に應じ、以て一般投資家の便宜を期し居れり。

今當社金融業の概況として各年度末に於ける供給金の現在高を示せば左表の如し。

各年度末拓殖資金供給高

年 度 種 別	貸 定期 付 債 還 金	貸 年 賦 付 債 還 金	引 株 券 受 債 高 券	合 計
明治四十二年度	三三、九〇〇	一六五、六〇〇	—	三三、九〇〇
明治四十三年度	四三九、七三〇	六五二、四〇〇	—	五九五、三三〇
明治四十四年度	五二四、三六九	—	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一六六、七六九
大正元年度	九二五、一四七	一、五四八、三四七	一、〇〇〇、〇〇〇	三、四七三、四九四
大正二年度	一、四五三、六六八	二、五九三、〇五一	二、三〇〇、〇〇〇	六、三四五、七一九
大正三年度	一、六六七、九六二	三、七八三、二二七	二、三〇〇、〇〇〇	七、七五一、一八九
大正四年度	一、四四一、九八八	四、三七一、九八九	一、六五〇、〇〇〇	七、四六三、五八七
大正五年度	一、二八七、六三一	四、五五一、六四〇	一、一〇〇、〇〇〇	六、九三九、二七一

大正六年度	四、三三三、〇一一	八、〇五三、〇二七	三、六二七、五〇〇	一五、九〇五、五三八
大正七年度	一四、二四九、七八四	一八、六六四、六〇二	六、四七五、五〇〇	三九、三八九、八八六
大正八年度	三二、五一八、五三八	三八、四三〇、〇八三	一五、五三七、八四〇	八六、四九六、四五二
大正九年度	四五、二四一、九〇七	四九、三三五、八一四	一五、四九九、三五二	一〇、〇七七、〇七二
大正十年度	六一、四四六、七四九	五五、五九六、八五八	二二、八三八、四九八	一三九、八八二、一〇五
大正十一年度	六八、九二二、〇四一	五七、八八三、九九八	二四、一三三、一四三	一五〇、九一九、一八二
大正十二年度	九一、三〇五、三六五	六〇、六八一、六六四	二一、七一〇、七七三	一七三、六九七、八〇二
大正十三年度	九〇、一〇六、九四六	五八、六二二、三六五	一九、二七三、七三〇	一六七、九九二、〇三一
大正十四年度	八四、五四八、二四四	五八、二四六、八四五	一八、七三八、四二八	一六一、五三三、五〇七
大正十五年度	六九、五九九、四五七	五七、三三一、三五三	一四、四七三、三〇〇	一四一、三九四、一五〇
昭和元年度	五八、五三〇、七二二	六三、七二四、九一四	一五、一九一、六七九	一三七、四二七、三二四
昭和二年度	五九、八八八、三二〇	六五、一八六、六二七	一四、三三二、四七四	一三九、三〇七、四一一

最近十箇年の各年度末に於ける拓殖資金の供給高を地域別にて表示すれば左の如し。

年 度	朝 鮮	滿 洲	北 部 支 那	南 洋	合 計
大正八年度	三九、八二六、四三九	三六、六〇二、五二三	五、三六五、〇〇〇	四、七二〇、五〇〇	八六、四九六、四五三

年 度	朝鮮	滿 洲	北部支那	南 洋	合 計
大正九年度	五〇,三六三,八七二	四三,一一一,七七四	九,五〇四,五六六	五,一九七,九〇〇	一一〇,〇七七,〇七三
大正十年度	五九,一四一,〇七三	六〇,一九九,一六七	一三,三九一,四〇五	八,一五〇,四六〇	一三九,八八二,一〇五
大正十一年度	六一,四八一,五五九	五九,四〇三,九八五	一三,七九六,九四〇	一六,三三六,六九八	一五〇,九一九,一八二
大正十二年度	五九,六七三,七六三	八一,九六〇,一四一	一三,五四四,五三〇	一八,五二九,五七八	一七三,六九七,八〇三
大正十三年度	五九,七五三,七五〇	七九,三七八,三三二	一一,一五一,八二二	一七,七〇八,三三九	一六七,九九二,〇三二
大正十四年度	六〇,三〇六,〇五九	七六,四四六,六八一	八,六六四,九〇一	一六,一一五,八六六	一六一,五三三,五〇七
大正十五年度	五八,二九八,一五〇	六五,二五一,八五七	四,八二三,三四九	一三,〇三〇,七九四	一四一,五九四,一五〇
昭和元年度	六五,三八一,五七〇	五五,六二九,八八九	四,六〇七,五二九	一一,八〇八,三三六	一三七,四二七,三二四
昭和二年度	七〇,六四三,四三八	五二,七六四,三〇四	四,二五七,八七八	一一,六四一,七七一	一五九,三〇七,四一一

最近五箇年の各年度末に於ける年賦償還及定期償還貸付金高を地域別及用途別に各表示すれば左の如し。

最近五箇年貸付金地方別現在高 (單位千圓)

年 度	朝鮮	滿 洲	北部支那	南 洋	合 計
大正十三年度	五五,二〇三,千圓	七二,七二〇,千圓	九,七〇五,千圓	一一,一〇七,千圓	一四八,七二六,千圓

年 度	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十四年度	五五,六三五	六九,六五三	七,二二八	一〇,六三三	一四三,一三八	一四三,一三八	一四三,一三八	一四三,一三八	一四三,一三八	一四三,一三八
大正十五年度	五四,一三五	六〇,六七七	四,三四八	七,七六〇	一三六,九二〇	一三六,九二〇	一三六,九二〇	一三六,九二〇	一三六,九二〇	一三六,九二〇
昭和元年度	六一,一五七	五〇,三九三	四,一四一	六,五四四	一三三,二三三	一三三,二三三	一三三,二三三	一三三,二三三	一三三,二三三	一三三,二三三
昭和二年度	六六,五七七	四七,二〇三	三,八五八	七,四三六	一三五,〇二四	一三五,〇二四	一三五,〇二四	一三五,〇二四	一三五,〇二四	一三五,〇二四

最近五箇年貸付金用途別現在高 (單位千圓)

用 途 別	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
土地改良及開墾	二,九七四	一六,二九三	二,二七一	二,三〇八	二,二二八
水利事業	一六一	一〇,七三〇	二二七	三〇,三九八	三三,八六一
市街土地建物	三,一五三	四三,八四九	四二,七六六	二,九三九	二,四七〇
農事經營	一,五三三	一七,四一七	一,三三七	一六,八六五	一三,七四三
林業	一四〇	一,四一三	一〇四	九二五	四一五
蠶業	七〇	二〇七	六六	二七七	七〇
果樹栽培	一一五	六三一	一一一	一九〇	二二六
肥料	—	—	—	—	—

人 蔘 職 培	畜 産 業	水 産 業	鑛 業	製 紙 業	紡 織 業	精 米 業	製 糖 業	製 糖 業	窯 業	醜 造 業	諸 工 業	運 輸 及 通 信 業	電 氣 及 瓦 工 業	災 害 救 濟 業	衛 生 業	教 育 業
二六	三五	二五	二四	四	三	三九	二八	三九	三六	五九	二九	二四	二七	二七	三〇	三〇
二五七	一九四	六八七	五、五七〇	七九	三三	二三八	三六	二二九	三六	三六	二二	二五	一、五五〇	一、五五〇	四八三	四八三
二四	四四	二五	一〇三	三	三	三八	三九	三九	三九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二三五	二八一	七八二	五、二五七	七三	三	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
一八	五七	三三	八九	二	二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一七七	一、四七五	四〇五	二、七九八	五三	二二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
一三	三八	一八	一〇三	二	二	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二六	一、三三六	三〇八	二、七九八	五〇	一八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
九	九三	一四	九九	二	二	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
六五	一、四一七	二九六	二、七三二	五〇	二七	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五

當社が水利組合に對し其の完成を援助する爲資金を貸付したるもの昭和四年三月末迄に組合數二七、貸付高二千三百三十四萬餘圓にして重なるもの左の如し

組 合 名	所 在 地	面 積	雜 資 金	移 住 費 貸 付 計
東津水利組合	全羅北道金堤、井邑、扶安郡	一四、五六〇町步	二九一	三、一九三
安寧水利組合	黃海道載寧、安岳、鳳山郡	一〇、六五八町步	八、四三六	四七二
大正水利組合	平安北道龍川郡	一一、三三二町步	三、一九九	一、四八七
平安水利組合	平安南道大同、平原郡	四、七六四町步	七、三一一	一、四八二
古阜水利組合	全羅北道高敞、井邑、扶安郡	四、〇〇〇町步	三、二六三	三、二六三
舒川水利組合	忠清南道舒川郡	三、五〇〇町步	七、三一一	一、四八二
合 計			二、一六九	一、四八二

博川水利組合 平安北道博川郡 二、九二八町歩
 靈光水利組合 全羅南道靈光郡 二、六〇〇町歩
 下南水利組合 慶尙南道密陽郡 一、九六〇町歩

當社が株式又は社債を引受けたる關係會社は昭和四年三月末現在に於て海外興業株式會社外二十社にして其の引受株數四拾貳萬壹千餘株拂込金額は九百六拾八萬五千餘圓にして之を業務別に示せば左表の如し。

業務別區分	會社數	引受株數	拂込金額
海外拓殖事業	一	二七、一八九	八八三、六四三
金融業	四	四〇、六八八	一、三一二、六七五
電氣業	二	一〇八、一五〇	一、八七〇、八七五
畜産業	一	三、三〇〇	一三五、〇〇〇
製造業	四	五九、八六五	二、六六四、四八七
土地建物經營業	四	五〇、〇七〇	九七三、〇〇〇
農業	一	八〇〇	三四、〇〇〇

一、直營拓殖事業

直營拓殖事業は(一)土地の經營(二)農事改良に關する事業(三)山林事業(四)水利開墾事業(五)殖民事業(六)製鹽事業とす。

鐵道	倉庫	鑛業	林業	計
一	一	一	一	二
一、四八九、九六〇	一、二五、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	四二一、七九六
九、六八五、九〇〇	八四、七六〇	四、二三八	四二一、七九六	

(一) 土地の經營

當社所有の事業用土地面積は田四萬八千二百六十二町歩、畑一萬九千九百九十五町歩、宅地六百九十五町歩、雜種地三千二百九十町歩合計七萬二千二百四十二町

歩にして、其の支那方面に在るもの三千六百四町歩を除けば、爾餘の六萬八千六百三十八町歩は總て朝鮮に在り。其の内一萬二千六百八十七町歩は移住民に對する割當地又は其の他の讓渡地にして他は凡て當社直接指導の下に皆小作に附し居れり。

當社の朝鮮に於ける農事經營は明治四十二年の創始に係る。當時朝鮮の農業は極めて幼稚にして撰種、施肥、灌溉等の方法に就ては殆んど顧みられず、爲に收穫は漸減し、或は旱水害を蒙むること甚しき狀況なるを以て、當社は政府當局の方針に違ひ、朝鮮農事經營の先驅として社有地の經營及び農事改良に着手せり。

創業時代の管理方法は各地劃一の制なりしも、諸般の施設の進歩に伴ひ小作農は農事改良の氣風に向ひたるを以て、數年前より其の制を改め、小作人の自治心を本位として土地の狀況に適當する管理法を講じ、小作地の集團せる地方には特に社員を駐在せしめ、集約的に指導し、或は社員をして常時巡回指導を爲さしめ、以て

會社對小作人の關係を親密にして情義を溫め、共存共榮の趣旨に依り小作人の福利を増進しつゝあり。

小作契約 小作契約に方りては直接小作人ニ而接し書面を以て契約を締結して小作條件を明にし、小作面積は小作人の耕作能力と地味の肥瘠を勘考し自作し得る程度に於て之を配賦して、中間小作の弊習を匡め又小作慣行の改善に資しつゝあり。

收穫分配の方法に付ては一般に收穫を折半とする打租又は檢見に依れるも當社は農事改良、土地生産力の増進及小作人の勤勉を促し、其の收入の増加を圖る方法として、年々定額を納むる定租に依るを適當と認め、大正五年以來一般地主に率先し、旱水害の虞少く且豊凶の差甚しからざる土地は之を定租とし、年々災害多く收穫不定の土地は之を執租とし、秋收期に檢見に依りて小作料を定むることとせり。而して定租は定額の小作料を收納すべきものなるも、甚しき災害を受け收穫

激減せりと認むるものに對しては、其の被害の程度に應じ特に之を減免し、小作人をして困難なからしむることとせり。最近に於ける定租地面積は三萬一千四百七町歩にして執租地面積は二萬一千七十六町歩なり。

最近三箇年に於ける小作料收納額(定租、執租合算)は左の如し。

種類	年別		
	大正十五年 昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
粗	二八六、二五一 <small>石</small>	三二〇、九四四 <small>石</small>	二五四、三六八 <small>石</small>
大豆	八、七八〇	八、五八二	七、六四〇
雜穀	八、四三六	七、八九四	七、三〇〇
棉花	二二、二二二 <small>斤</small>	二九、〇四〇 <small>斤</small>	二九、一六四 <small>斤</small>
金納	一一六、一三〇 <small>圓</small>	一二三、九二六 <small>圓</small>	一四七、六一六 <small>圓</small>

保護施設 當社の小作人に對する保護施設の主なるものは(一)食糧の貸付(二)農家子弟の奨學(三)衛生及慰安(四)新部落の創設(五)優良小作楔の表彰(六)農業倉庫の設置とす。

- (イ) 食糧の貸付 小作人の多數は舊正月を過ぐれば早くも既に食糧の不足を來し、高利の食糧米を借入るゝを例とし且之が爲に農業能率を殺ぐを以て當社は之等のものに對し、食糧として粗又は粟等を低利にて貸付しつゝあり。
- (ロ) 農家子弟の奨學 篤農小作人の子弟にして家計不如意の爲上級實業學校に入るを得ざるものに對しては奨勵資金を支給し、或は普通學校兒童中成績優良なるものに對しては金品を授與して之を表彰しつゝあり。
- (ハ) 衛生及慰安 保健の目的を以て小作人集團の部落には飲料井戸の掘鑿を爲し、或は簡單なる醫療器械及藥品を備付けて應急手當に便じ、又は農村に於て活動寫眞を催し、或は蓄音器を廻付し慰安の通を講じつゝあり。
- (ニ) 新部落の創設 農家稀少にして耕作自然粗笨となる地方には建築材料費を補助し、住家を建築せしめ篤農小作人の子弟を分家移住せしめて新部落を構成せしめ居れり。

- (ホ) 優良小作契(小作人組合)の表彰 小作契中契員能く一致團結して當社の指導に遵ひ、成績良好にして且能く當社に對する義務を盡し他契の模範たるものを選抜し特に賞品を授與し之を表彰し居れり。
- (ヘ) 農業倉庫の設置 社有倉庫の一部を利用して、農業倉庫業務を開始し移住民及び小作人の生産物に對し金融を爲しつゝあり。

(二) 農事改良に關する施設

農事改良は土地改良と相俟つて生産力を増進する所以なるを以て當社は創業以來之に力を致し、改良種子の普及、金肥の配給、農具の貸付、耕作の方法等を指導し、逐年好成績を挙げ居れり。其の改良事項を概述すれば左の如し。

深○耕○法○の○補○助○獎○勵 淺耕の習慣ある朝鮮に於ては地力を充分に利用するが爲に、其の土質に應じて深耕法を行ふことは著しく收穫を増進するを以て、當社は各

地に深耕講習會或は競犁會を催し、其の技術を習得せしめ、或は改良犁を補給し、或は之を指定し、之が使用を奨勵せる結果近時急速なる普及を見るに至れり。

米○種○の○改○良 社有水田に對する改良種の普及並に品種の改良に就ては先づ原種田の經營に依りて、純系種子を生産し、更に採種田を設置して其の生産額を毎年小作人に配付し累年其の改良に努力せし結果、改良種栽培面積は三萬一千六十一町歩に達し京城以南に於ては社有水田に對し實に九割九分に達する好成績を示し居れり。

正○條○植 收穫増加、農業能率の増進並に混種を防ぐ爲に正條植の實行に對し條繩を補給し、指導奨勵の結果逐年其の面積を増加し其の効果を挙げつゝあり。

金○肥○の○配○給 産米増殖の目的を以て創業以來金肥使用奨勵の方針を採り豆粕、過磷酸石灰、米糠、硫酸アンモニア其の他の金肥を無料又は低利を以て配給し、其の年額多きは百萬圓に上り、鮮農は漸次施肥の必要を自覺し、需要を増加しつゝあり。

更に總督府の産米増殖計劃に依り低利の肥料資金を貸付するを以て向後一層急速に普及すべし。

綠肥栽培及堆肥の増成 金肥の使用を奨励する外地力を養ふ爲に堆肥、綠肥を施用するを要し之が爲に當社は堆肥増造の方法を指導すると共に大豆、紫雲英等の綠肥種子を配付して之が栽培を奨励しつゝあり。

玄米收納 生産稲を玄米に調製せしむることは常に農家の經濟に資するのみならず、稻作改良上忽諸に付すべからざる作業なるを以て當社は小作人に對し玄米調製機具を補給し、其の調製方法を指導し、玄米を小作料として納付せしめ、本年の收納高は二千三百餘石にして將來益々奨励の方針なり。而して朝鮮に於て玄米を以て小作料を納付せしむるは今尙當社のみの施設なり。

貸付物品 農事改良、副業奨励の目的を以て小作人に對し、種子(稲、大豆、紫雲英等)穀物(粃、雜穀)、農具(犁、水車、製繩器、稻扱器、豆粕削器、發動器、唐箕、除草器、粃摺機等)等を貸

付し其の金額は年々約二十萬餘圓に達せり。

指導部落 社有地の集團せる地方を指定して種子の改良、深耕、正條植、玄米調製等各般の改良施設を的確に施行せしめ、社員及び移住民の篤農者をして實地指導の任に當らしめ著々其の實績を收めつゝあり。

品評會 小作人の農産品、或は苗代、或は多收穫に關する品評會を開催し、其の比較對照を一目瞭然たらしめ、成績優良なるものには褒賞を與へて努力を激勵しつゝあり。

農事講話 小作人の農事思想を涵養する方法として各所に技術員を派遣し巡回講話を爲さしめ、以て小作人の農事改良及び勤勉力行の美風を助長することに努め居れり。

指導員 前記各般の改良指導は當社員をして親しく之に當らしむるも、尙之を充分に會得し實行せしむるために、當社移住民の優秀なるものを選び殖産指導員

に命じ、小作人に對し日夜接觸し、間斷なき指導をなさしむることとせしに之が爲著しく施設を促進することを得たり。

農事改良區の設置 當社は上記の如く農事各般に亘り改良施設を行ひ鋭意朝鮮に於ける農業の發達に努力せるも更に世運に先んづるが爲に、大正十四年以來社有地二百町歩内外集團せる農耕地を選び、之を農事改良區と爲し、專任者を置き、徹底的に農事改良の施設及指導を行ふこととせり、此の改良區には特に小作人組合を設けしめ、當社より一定の基金を補助し、以て其の事業を助成し且組合をして當社と協力し農事改良の達成に努めしめつゝあり。改良區は大正十四年先づ九區を創設し、更に大正十五年に於て六區を増設し、十五區となし、既定の方針に従ひ、指導を加えたるに、其の成績良好なるを以て更に昭和二年度に於て四區を昭和三年度に一區を増設し現に二十區となせり、而して改良區の小作人は何れも好く指導に従ひ、熱心業に當り、従つて逐年收穫著増の趨勢に在るは喜ぶべきことなり。

増産計劃の實行 上記の如く農法の改善、農事改良區の設置、土地改良工事の實施等合理的主集約なる管理經營に依り逐年生産力を増進しつゝあるも更に經營地の集散状態に應じ、各種殖産施設の實行を整頓し、適地誘導の施設をなし、合理的増産を圖らんことを計劃し昭和四年度に於て先づ十五増産區を創設したるが漸次増置の方針なり。

(三) 山林事業

朝鮮に於ける山野の荒廢は水源を枯渴し、或は土砂を流下し、農業上に惡影響を與ふるのみならず、木材或は燃料等、産業各般に對し著しき障礙を醸しつゝあり。而も造林事業たるや國家百年の大計にして、是が經營は收利に急なる事業家の企及し得べき所にあらざるを以て、當社は夙に治山、治水の根本義に着眼し、明治四十二年黃海道に於て、造林事業に着手せし以來、或は國有林野を借受け又は讓渡を受

け、或は國民有林を買収し適樹を適地に植栽し、若くは天然稚樹を選択保育し更に合理的經營の目的を以て大正八年以後順次施業案編成に着手し、之に基き經營を爲しつゝあり。

Ⅰ 山林經營面積 當社最近の山林經營面積は、八萬二千七百七十五町歩にして年々千町歩内外に對し「アカマツ」「クロマツ」「カラマツ」等を新植し、其の活着良好にして相當成林を爲せるものあり。

山林經營面積

(昭和四年三月末日現在)

所在地名	國有林野借受地	國有林讓受地	買收林地	計
慶尚南道	—	—	三五七町	三五七四五〇元
慶尚北道	—	—	三五二五八一〇	三五二五八一〇
京畿道	三、三六〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	一四、六〇六,〇〇三	一八、〇九三,〇〇三
江原道	一、四八〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇	一、六六七,〇〇〇	三、四三七,〇〇〇

所在地名	國有林野借受地	國有林讓受地	買收林地	計
咸鏡南道	二一、四〇五,〇〇〇	一一、一〇三,七〇〇	一、三五二,九〇〇	三三、九四一,六〇〇
咸鏡北道	—	—	六、七六五,〇〇〇	六、七六五,〇〇〇
黄海道	九、六九〇,八七〇	八、三八八,〇〇〇	一、六三八,〇〇〇	一九、七六六,八七〇
合計	三五、九七二,九〇〇	一九、八八九,一八〇	二六、九二五,二二	八二、七七四,九二二

- 2 管理 管理及び保護の方法としては沙里院、元山、京城各支店に專屬技術員を配置し、樞要地點に社員を駐在せしめ、且つ山林監視四十九名を常置して一定地域の管理、經營、保護及取締の任に當らしむる外、林野の保護は地元部落民の協力に俟つべきこと多きを以て特に地方有力者に山監を囑託して山林監視の補助者たらしめ、或は地方部落民と保護契約を締結し、下草、枯枝等を與へて林地の手入保護を爲さしむる等兩々相俟つて山林の管理を爲し、且之が保護の念慮を喚起し模範的に其の効果を收めつゝあり。
- 3 竹林事業 南鮮地方は氣候温暖にして竹の生育に適し、往時は所在竹林に

富み現に文祿の役には竹束を作り、矢玉防止の方法とせし實例あるも、以來漸次荒廢昔日の態なきに至れり。故に當社は竹林經營の範を示すが爲に明治四十五年以來慶尙南道と全羅南道との道界たる蟾津江及び洛東江沿岸の地を相して竹林の保育及新植を試み其の成林を見つゝあり。

昭和四年三月末日現在に於ける當社竹林經營面積は左の如し

所在地	國有讓受地	買收地	計
全羅南道	二二町 〇二二三	一一九町 三三一九	一四一町 三五一二
慶尙南道	二二〇 〇二二三	二二二 三五二四	二二二 三五二四
合計	二二二 〇二二三	三四一 六九一三	三六三 七二〇六

(四) 水利開墾事業

朝鮮は土地肥沃にして緯度亦内地本州と大差なく、加ふるに溫濕適度天與の農

耕地なり。然れども水利の施設甚だ備はらず、可惜沃土も其の效用を發揮する能はざる現狀なるを以て、當社は其の創業の當初より率先して水利、開墾及び干拓事業に染手し以て天與を空ふせざるに努め、或は企業者に對しては之に必要なる資金を供給し、或は技術上の調査設計の依託に應じ、之が助長に貢獻し來れり。而して本社の直營せる事業左の如し。

Ⅰ 開墾干拓の直營

- (1) 當社直營の下に施行せし開墾干拓工事中既に竣成せしものは
- 京畿道高陽郡蘇島面長安坪 開墾 四百二十九町歩
 - 京畿道高陽郡崇仁面 同 十六町歩
 - 全羅北道益山郡望城面羅岩里 同 百四十五町歩
 - 全羅南道羅州郡旺谷面 干拓 十三町歩
 - 平安南道龍岡郡瑞和面 開墾 百二十四町歩

咸鏡南道高原郡下鉢面	同	十三町歩
全羅南道珍島郡義新面	干拓	六十六町歩
慶尙南道金海郡駕洛面	開墾	二十九町歩
(ロ) 同じく目下施行中に属するものは		
全羅南道務安郡一老面自防浦	開墾	二百四十八町歩
全羅南道靈岩郡郡西面海倉	干拓	六十五町歩

にして前者は大正八年六月着手し既に第一期工事を完成し目下第二期工事を施行の準備中に属し後者は目下起工中に属す。此の他干拓工事にして施行豫定のもの三箇所あり其の面積二千七百五町歩なり。

2 水利事業の直營 當社直營の下に水利事業を完成せしものは平安北道龜城、泰川の兩郡に跨がれる大寧江流域に属する面積約一千町歩の耕地に對する灌溉改善工事に於て大正二年五月着手し、五年十月工を竣れり。以來地主

より用水料を收納し、之を利用せしめたりしも大正十四年十一月之を水利組合組織に變更し當社の水利權を同組合に讓渡せり。

3 社有地の水利事業 當社所有地に對し既に水利事業を完成せしものは昭和四年三月末現在に於て五十九箇所、蒙利面積八千二百四町歩なり。

4 計劃中の事業 當社が他の地主と協議を遂げ、水利組合の成立計劃中に屬するもの昭和四年三月末現在にて四箇所、其の蒙利面積一萬二千七百餘町歩あり。

(五) 殖民事業

朝鮮に於ける當社の殖民事業は明治四十三年第一回の移住民を收容したるを嚆矢として、爾來年々收容し現在に於ては三千九百餘を算し十一道に分布せり。此等移住農民は半島農事改發の先驅となりて朝鮮農民を指導誘掖し、或は内鮮人

融和同化の模範を示し、或は經濟的に相結合して名實俱に親善の端緒に就き、過去十有九年間に亘り其の使命に従ひ着々好成績を挙げつゝあり。

1 移○住○民○の○種○類 當社の收容せる移住民は土地代金年賦完済後土地所有權を得て地主たるを得べく、其の農地經營の方法並面積の多少に依り第一種及第二種に區別す。

第一種移住民 第一回以後大正十年迄に募集したるものにして田畑約二町歩を割當て、其の土地代金に年利六分を附し二十五年以内に年賦償還を爲すものにして、割當地全部を自作する自作移住民なり。

第二種移住民 大正十一年以後に募集したるものにして田畑約五町歩を割當て、土地引渡と同時に土地代金の四分の一以上を拂込ましめ、其の殘額に對しては年利七分を附し二十五年以内に年賦償還を爲すものにして、割當地の内一町歩以内を自作し爾餘を小作に附する地主移住民なり。

2 移○住○民○の○資○格 成年の男子にして身體強健能く勞働に耐え、家族を携へ朝鮮に永住土着する決心固く、移住に必要な相當の資産を有し、農事上の教育を受け又は經驗に富み、且つ朝鮮農村の中心となりて鮮人を輔導誘掖し得るものたることとせり。

3 讓○渡○地 讓渡地は總て既墾の社有地なるを以て、直に集約農耕を行ふに於ては數年ならずして内地に劣らざる收穫を得べき土地にして、其の讓渡價格は交通の便否、環境の如何、地味の肥瘠に依り異なるも凡そ田は一反歩六十圓乃至百七十圓にして畑地は其の約半額なり。田の收穫は普通反當粃一石四五斗にして南鮮地方は二毛作に適し、畑の收穫は大麥一石二、三斗、大豆七、八斗を普通とす。然れども之等に諸種の改良を加ふれば、收穫を倍加することは容易にして、現に各所に開催せる當社移住民の多收穫品評會に於ては平均反當粃七石五斗を示し其の最高實に九石に達せるものあり。以て其の増進餘

地の多きを知るに足る。

4 移○住○民○に○對○す○る○保○護○及○奨○勵

(イ) 種苗肥料農具等の貸付 農業上必要な種苗肥料及び改良農具等は移住民の希望に應じ低利又は無利子にて貸付し、以て生産の増殖改良に資せしめつゝあり。

(ロ) 農事の指導 農事講習會又は講話會を開催し、又は社員を派して實地指導の勞を執らしめ、或は印刷物を配付し常時營農上の注意を與ふると共に、生産物の販賣、斡旋或は移住民組合、産米改良組合の成立を促進せしむる等種々の指導を加えつゝあり。

(ハ) 移住民子弟の教育 移住地は成るべく子弟教育の便宜なる土地を選択すべき方針なるも其の設備未だ充分ならざる地方には、力めて學校組合の組織を促し、設備費或は維持費を補助して其の成立維持を圖り、或は學校所在

地より遠隔せる移住民の子弟の爲に特に兒童預り所を設置し、宿泊費を補助して勉學に便ならしめつゝあり。

(ニ) 衛生設備 移住地に囑託醫を置き、或は公立病院と交渉し、無料診察或は藥價割引の法を講じ、或は補助を與えて井戸を掘鑿せしむる等常に保健上の保護を爲せり。

(ホ) 宗教上の保護 社寺の建立に對して寄附を爲し、或は僧侶に依頼して法會法話會を開催し、精神上の慰安を與へ教化に努めつゝあり。

(ヘ) 救濟事業 水旱害其他不慮の災禍を蒙り、救濟を必要とする場合には金品の貸付又は給與を爲し、以て生活の安定を保護し居れり。

(ト) 優良移住民の特遇 移住民中成績優良にして一般農民の模範たるべきものには、優良移住民として詮考表彰し、土地の割當増加又は種別變更等特別の待遇を爲し、成績の向上に資しつゝあり。

5 移○住○民○の○現○状 移住民は何れも生命財産の安固を得て逐年其の福祉を増進し、永住土着の念鞏固となり、安住しつゝありて其の現況左の如し。
 (4) 移住民の分布状態 昭和四年三月末日に於ける移住民の分布及割當地面積左の如し。

移住民分布数及割當地面積

道 別	移 住 民		割 當 地	
	第一種	第二種	田	畑
慶尚南道	六五二	八三	一、三七町	一、六二町
慶尚北道	四〇〇	三三	九四四	一〇五
全羅南道	六二二	九三	一、五五四	一、〇四九
全羅北道	四八七	七	一、四六	一、六六
忠清南道	二七二	一、三	七〇〇	一、五三
忠清北道	一五	一、六	三五	八
計	三、三六二	一、五九	三、九七二	一、〇、一三七

道 別	移 住 民		割 當 地	
	第一種	第二種	田	畑
京畿道	五七	一〇七	一、五四	三五三
咸鏡南道	一八	三	三三	八
江原道	一	一	一、五四	一、六六
黄海道	三六	一四	一、四七	一、六六
平安北道	五	一	一三	一五
計	三、三六二	一、五九	三、九七二	一、〇、一三七

(ロ) 農事の成績 移住民の多くは米作本位にして進歩せる耕種、肥培をなし、收穫調製の改良を圖り、傍ら養蠶其の他の副業に従事し、著しく其の成績を擧げ延て近隣の鮮農之を模倣し、米作の改良及養蠶法著しく進歩し、其の好影響を與へたることは特筆に値す。而かも移住民又は其の近隣の鮮農の生産米は之を移民米と稱し、特に市場に於て歓迎せられつゝあり。
 當社移住民の好成績は如實に之を現し朝鮮農村の開化に貢献する事多大なるを以て、移住民中連年献穀田奉耕の恩命に浴するものあるの状況なり。

之等は獨り奉耕移民の名譽なるのみならず延て産米獎勵の原動力となること必然にして殊に大正十四年中大日本農會總裁宮殿下より農事功勞者として移住民六名に對し表彰せられたる如き以て其の成績の良好なるを知るに足る。

(ハ)生活狀態 當初に於ては風土の變化、言語、慣習の相違より不安を感じ望郷の念に沈みたるものありしも在住年餘にして漸く環境に慣れ鮮人に接近して相融合し、遂に第二の故郷たる念を生じ其の耕耘を樂むに至れり。殊に確實に經濟上の餘裕を生じ、生活の安定を得ることは内地在住當時に比すべくもあらず、現に田地を買収して益々殖財し、或は地方の名譽職となり人の尊敬を受くるもの等其の例甚だ多し。

(ニ)移住民の鮮農に及ぼせる感化

A. 農事上の好影響 農耕の改良、種子苗代の正條植、進歩せる農具の使用、施

肥、除草、害虫驅除、乾燥調製の方法等營々活動の實況は、不知不識の間に鮮農をして其の利を悟らしめ、一般農事の改良發展を促進しつゝあり。

B. 交通及び經濟上の影響 移住に依り其の地方の交通通信の便宜を増し衛生思想を注入し諸種社會上の施設を見ると同時に移住民に依り營農資金及び農事準備金等地方に流入して間接に鮮農の金融を助け經濟上の好果を齎らし、地方の繁榮を増進しつゝあり。

C. 風教上に及ぼせる影響 移住民が子弟の教育に努力するの良風は、鮮農をして模倣的に向學の念慮を喚起せしめ、又其の力行勤勉は怠惰の風ある鮮農に刺戟を與へ、之を覺醒せしめ、勤儉の美風を振興し、責任觀念を助長し、公共心を啓發する等地方風教に好影響を及ぼせる所尠少ならず。

D. 内鮮人の融和 言語風俗習慣の相違に依り當初は鮮人農業者との感情面白からざるものありしが漸く年所を經るに従ひ次第に融和して渾然

一致し、隣保相助け慶弔を共にし、着々共存共榮の實を擧げつゝあり。

(六) 製鹽事業

人口の増加と化學工業の進歩は、鹽の需要を増加し、内地及び朝鮮の生産のみを以て充たす能はずして、之を外鹽の輸入に俟たざるべからざるは國憂とする所なり。

當社は定款改正に依りて、其の事業繁圍を滿洲、支那、西伯利亞に擴張するに及び先づ關東州天日製鹽地の調査に着手し、大正七年其の有望なるを認めたるを以て爾來實地に就きて適地を物色し、大正九年關東州貔子窩を中心として干瀉地二千五百町歩の貸下を出願し、同年其の許可を受け亞で大正十年關東州登沙河の河口を挾みたる干瀉地一千町歩に對し貸下を出願し翌十一年其の許可を得たるを以て實施設計調査を進め事業に着手せり。

一、登沙河鹽田 干瀉地一千町歩中製鹽に適合せる六百町歩を選び、先づ登沙河西部の二百五十町歩に對して、大正十二年四月新設計に依り起工し、同十二月工事を竣り翌春より内部の整理を爲し、採鹽に着手したるに、地勢土質共に良好にして相當の成績を擧げ昭和三年度に於て約壹千萬斤を揚鹽せり。

登沙河東部の三百二十一町歩に對しては大正十三年三月起工し十五年中に内部の構造を完成し、昭和二年度より採鹽に着手し昭和三年度に於て約七百五十萬斤の採鹽を爲したり。

而して前記兩鹽田が熟地となりたる後に於ては裕に六千餘萬斤を採鹽し得る見込なり。

二、貔子窩鹽田 當初の計劃は鹽田二千五百町歩を築造し、且つ生産鹽搬出の爲めに貔子窩に築港の設備を爲すの方針なりしも、需給の關係環境の形勢等に依り其の後規模を變更して、先づ開設最も容易なる、清水河地先の五百餘町歩

を第一期事業として開設する事とし既に其の設計に着手せり。
 三、製鹽試驗 關東廳の指令に依り大正十一年より旅順港内揚樹溝の地を相し
 て従来の製鹽法に改良を加ふべき製鹽試驗を目的とし、新規なる木盤式製鹽
 法に依り、品質改善及び收支狀況等に關する試験に着手し、其の成績を關東州
 内の製鹽業者の参考に資せり。

三、産米増殖事業

朝鮮總督府の計劃に係る産米増殖事業は、大正十五年度以降十四ヶ年間に實行
 の計劃にして、其の綱要は「三十五萬町歩の土地改良」及「施肥其の他の農事改良」に依
 りて玄米年産額八百二十餘萬石の増收を得むとせるものにして昭和四年度に於
 て一部計劃の變更を見たり。之を細別すれば左の如し。

(一) 事業計劃の梗概

種別	面積	増收	
		石	高
灌溉改善	一九五、〇〇〇町	一〇五〇	二、〇四七、五〇〇石
地目變換	九〇、〇〇〇	一八五〇	一、六六五、〇〇〇
開墾	三二、九五〇	一五五〇	四九五、二三五
干拓	三三、〇五〇	一五五〇	五二二、二七五
計	三三〇、〇〇〇	五五〇〇	四、七三〇、〇〇〇
灌溉の便ある水田	三九〇、〇〇〇	五五〇〇	二、一四五、〇〇〇
灌溉の便なき水田	九七五、〇〇〇	一二五	一、二二八、七五〇
陸稻	七、五〇〇	八二五	六一、八七五
反別擴張	七、五〇〇	八二五	六一、八七五
栽培法改良	一、三九〇、〇〇〇	一二五	三、四四七、八七五
計	一、三九〇、〇〇〇	一二五	三、四四七、八七五
總計	一、〇〇〇、〇〇〇町		八、一六七、八七五

(二) 事業資金及其の構成

本事業に對する所要資金及資金の構成左の如し

イ、事業資金總額 三二五、三三四、〇〇〇圓

内

土地改良資金 二八五、三三四、〇〇〇圓

農事改良資金 四〇、〇〇〇、〇〇〇圓

ロ、事業資金の構成

内

土地改良補助金 六五、〇七〇、〇〇〇圓

企業者調達金 二二、〇六七、〇〇〇圓

政府低利資金 一一九、〇九八、五〇〇圓

當社
殖銀
調達
金 一一九、〇九八、五〇〇圓

(三) 當社の貸付事業資金

前記事業資金中當社の昭和四年三月末迄の貸付高を擧ぐれば左の如し。

區 別	昭和三年度中貸付高	昭和三年度末現在高
土地改良資金	八、七〇六、九一七・〇七 ^円	一三、二八五、九九四・三一 ^円
農事改良資金	三、二七一、八〇六・三一	六二五、四一一・六三
計	一一、九七八、七二三・三八	一三、九一一、四〇六・九四

(四) 當社の事業

當社は本計劃の實行に参加し三十五萬町歩の内十萬町歩の土地改良事業を代行することとなり、之が爲に當社は其の實行機關として大正十五年七月朝鮮京城に土地改良部を設置し此等代行業務を行ふこととし、爾來銳意其の促進を圖り順調に進捗しつゝあり。即ち昭和四年三月末に於ける受託代行業務を擧ぐれば左

の如し。

イ、水利組合事業

代行業務區別	水利組合數	面積	事業費
測量設計	十三組合	三三、六七三町	概算 二六、〇七八、五八五
工事監督	十一組合	一六、〇九六	九、九六七、一九一
事務	一組合	四三八	一三〇、〇〇〇

ロ、個人事業

代行業務區別	地區數	面積	事業費
踏査	一	二一町	
測量設計	一一	三、九五〇	概算 四、四二七、〇三五
工事監督	三	七四〇	一五二、二四二

第二十一期貸借対照表

(昭和三年度)

資産之部		負債之部	
種類	金額	種類	金額
拂込未済資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇円	資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇円
債券價格較差	一〇、五七〇、六〇〇	缺損補填準備金	二五〇、〇〇〇
貸付金	二五、〇七〇、九七・八七	配當平均準備金	九七九、〇〇〇
代理貸付金	二六、五六一・四	債券發行高	一六、七三〇、六三二・〇〇
株券及債券	一七、九五三、九二・〇七	定期預り金	五、七四〇、二六〇・四五
特種事業資金	一〇、九五、六九・〇〇	借入金	二、八〇三、七〇二・八六
預ケ金	八、三一、三九・七三	特別受託金	二七、八四九・八九
特別預託金	二三、四五・三六	地所建物讓渡受高	五、四〇四、九三・七四
地所	二六、〇二、一七・八七	假受高	八八八、〇二・九二
山林	五五、四〇〇・五	未拂金	八四七、六五・九九

種類	金額	種類	金額
建築物	六、四七、八九七・三四	爲替整理金	一、二七、四五・五
機械器具	一六、七〇七・六七	代理貸付保證	二七、五六一・二四
農產物	九三、八七・七	契約保證金	六四、二六六・〇〇
林產物	五〇、四四・四一	身元保證金	三四、三六〇・一四
工業物	五二、四三・四一	退職給與基金	三九六、四〇一・五七
地所建物讓渡高	一七、七〇、八五・八〇	本支店未達勘定	八六八・五
物品貸付高	四八、九八五・五一	對銀及對金勘定	二、五三・三六
興業費	三、〇七七、四四・七五	前期繰越金	三七、三七一・〇四
假拂金	一、六九四、〇〇・四三	當期利益金	一、九四三、一五五・二三
東亞勸業株券	五〇四、〇〇〇・〇〇		
賣却未收高	六〇〇、三三三・五四		
受取手形	一〇六、九六・〇元		
金銀	二四、三三九、九四・三		
總計	二四八、三三九、九四・三	總計	二四八、三三九、九四・三

第二十一期損益計算書

(昭和三年度)

種類	金額	種類	金額
總益金	一九、〇五三、三三・四	總損金	一七、一一〇、一七・〇一
內		內	
貸付金利息	九、一五九、〇三・五五	報酬及給料	一、〇〇六、九四・三六
株券及債券收入	二、〇九三、三六・九一	雜給	五五、三四三・四六
特殊事業收入	七九、八九三・一四	旅費	二八四、九二・一六
預夕金利息	二六二、六四七・〇四	諸稅	一、一四六、七九・七三
地所收入	四、七八、五七・三〇	修繕費	七九、〇七一・四三
山林收入	八四、一八六・六二	備品及消耗品費	一五八、一六四・四八
建物收入	三三三、一六・八六	通信及運搬費	三四、六九四・〇九
地所建物收入	七三、三九・二九	雜費	八三四、二五三・二六
讓渡收入	八三、九七・〇三	雜損	四四三、五九四・二四
物品貸付收入	四二、四三・七二	仕拂利息	一〇、三六、三三・九
受託工改			
良事業收入			

雜收	一、〇四、七九、六八	諸償却金	一、八七〇、〇六、八八
前期繰越金	三、七二、三、〇四	當期利益金	二、三三、五、六、一七
總計	一、九、四、五、七、〇三・一八	總計	一、九、四、五、七、〇三・一八

五二

利益分配案

一金壹百九拾四萬參千壹百五拾五圓拾參錢
 一金參拾七萬貳千參百七拾壹圓四錢
 合計金貳百參拾壹萬五千五百貳拾六圓拾七錢

當期利益金
 前期繰越金

內

金貳拾萬圓也
 金四萬圓也
 金拾萬圓也
 金百六拾萬圓也
 金參拾七萬五千五百貳拾六圓拾七錢也

缺損補填準備金
 配當平均準備金
 役員賞與金
 配當金(政府持株ヲ除キ)
 後期繰越金

營業所所在地

本店 東京市麴町區內山下町一丁目一番地
 朝鮮業務部 朝鮮京畿道京城府黃金町二丁目百九十五番地
 土地改良部 同上
 釜山支店 朝鮮慶尙南道釜山府大廳町二丁目二十四番地ノ二
 大邱支店 朝鮮慶尙北道大邱府東門町四番地
 裡里支店 朝鮮全羅北道益山郡益山面裡里六百五十八番地ノ三
 木浦支店 朝鮮全羅南道木浦府本町二丁目六番地
 大田支店 朝鮮忠清南道大田郡大田面本町二丁目八十番地
 京城支店 朝鮮京畿道京城府黃金町二丁目百九十五番地
 元山支店 朝鮮咸鏡南道元山府洲洞六番地ノ五

五三

326
112

沙里院支店	朝鮮黃海道鳳山郡沙里院面駒泉里四百四十二番地
平壤支店	朝鮮平安南道平壤府竹典里一番地
奉天支店	支那遼寧省奉天新市街浪速通三十一番地
哈爾濱支店	支那吉林省哈爾濱埠頭區ウチヤストコワヤ街二十三號地
大連支店	關東州大連市近江町二十番地
間島出張所	支那吉林省間島龍井村朝鮮官舍通
青島出張所	支那山東省青島館陶路第十六號
天津出張所	支那直隸省天津佛租界二號路六十九號

終

(丸)